(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(e)　前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。(d)に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、エジプトの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　エジプト・アラブ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してエジプト・アラブ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためエジプト・アラブ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国において供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する会社が支払う個人所得税及び法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続に基づいて容易に判別することができる税（計画の実施に必要な輸入品、最終の生産物又は役務であって、主要な供給者、請負業者又はコンサルタントとエジプトの実施機関との間で直接取引されるものに課される関税及び付加価値税を含む。）である場合には、エジプトの実施機関によって支払われることを確保するために必要な措置をとる。

8　エジプト・アラブ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びエジプト・アラブ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年二月二十九日に東京で

エジプト・アラブ共和国駐在

日本国特命全権大使　香川剛廣

エジプト・アラブ共和国

国際協力大臣　サハル・ナスル閣下

（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年二月二十九日に東京で

エジプト・アラブ共和国

国際協力大臣　サハル・ナスル

エジプト・アラブ共和国駐在

日本国特命全権大使　香川剛廣閣下

○外務省告示第二十九号

平成二十九年一月十六日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は同日に効力を生じた。

平成二十九年一月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

二千十六年七月五日に両締約国政府により「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表」が発表され、また、同発表が、同盟の協力の精神並びに同盟を更に強化するとともに地域及び世界の複雑な安全保障環境において抑止力を高めるとの日本国及び合衆国の相互の決意を確認していることに留意し、

条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たっての地位協定第一条(b)に規定する軍属（以下「軍属」という。）の構成員が担う不可欠な役割並びに地位協定上の地位を有する合衆国の要員のための訓練及び教育の過程の重要性を認め、

地位協定を補足するこの協定を含む軍属に係る扱いについての枠組みを設けることにより、両締約国政府の間の協力を強化することを希望し、

地位協定第二十五条1に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）の有する地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国政府の間の協議機関としての継続的な有効性を確認し、

軍属に係る扱いについての協力を推進することが条約の目的の達成及び同盟の強化に一層寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、軍属に係る扱いについての両締約国政府の間の協力を促進することを目的とする。

第二条

両締約国政府は、合同委員会の枠組みにおいて作業部会を設置する。両締約国政府は、作業部会を通じてこの協定の実施に関する協議を開始する権利を保持する。